

身体拘束の適正化のための指針

株式会社フォーユー

身体拘束の適正化のための指針

1. 本指針の作成の目的（基本的考え方）

- ◎私たちは身体拘束の廃止にむけて、最大限の努力を行います。
- ◎私たちは自信をもって提供できるサービスを目指し、組織をあげて身体拘束の廃止に取り組みます。

- ・身体拘束は、廃止すべきものである。
- ・身体拘束廃止に向けて常に努力をしなければならない。
- ・安易に「やむを得ない」で身体拘束を行わない。
- ・身体拘束を許容する考え方はやめるべきである。
- ・全員の強い意志でケアの本質を考えることにチャレンジする。
- ・身体拘束を行わないための創意工夫を忘れない。
- ・入所者（利用者）の人権を一番に考慮する。
- ・サービスの提供に誇りと自信を持つ。
- ・身体拘束の廃止に向けて、ありとあらゆる手段を講じる。
- ・やむを得ない場合、入所者（利用者）とその家族及び関係機関に対する十分な説明をもって身体拘束を行う。
- ・身体拘束を行った場合、常に廃止する努力を怠らない。

（1）介護保険指定基準の身体拘束禁止規定

「サービスの提供にあたっては、当該入所者（利用者）又は他の入所者（利用者）等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束及び行動を制限する行為を行ってはならない。

（2）介護保険指定基準において禁止の対象となる具体的な行為

- ・徘徊しないように、車いすや椅子、ベッドに体幹や四肢をひもで縛る。
- ・転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひもで縛る。
- ・自分で降りられないように、ベッドを柵（サイドレール）で囲む。
- ・点滴、経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひもで縛る。
- ・点滴、経管栄養等のチューブを抜かないように、または皮膚をかきむしらないよう

- に、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。
- ・車いすや椅子からずり落ちたり、立ち上がったりにないように、Y字拘束帯や腰ベルト、車いすテーブルをつける。
 - ・立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるような椅子を使用する。
 - ・脱衣やおむつ外しを制限するために、介護服（つなぎ）を着せる。
 - ・他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る。
 - ・行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。
 - ・自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する。
 - ・行動を制限するような高圧的な声掛けや誘導を行う。

(3) 身体拘束の原則禁止

当事業所において、原則、入所者（利用者）の身体拘束およびその他の行動制限をする行為を禁止する。

2. 身体拘束適正化委員会その他事業所内の組織に関する事項

(1) 身体拘束適正化委員会の設置

当事業所では身体拘束を適正化することを目的とし、身体拘束適正化委員会を設置する。

(2) 設置目的

- ・事業所内で日常的に尊厳のあるケアが実施されているか、などの現状把握及び改善等についての検討
- ・虐待や身体拘束の兆候がある事例についての調査検討及び対策
- ・身体拘束を実施せざるを得ない場合の検討及び手続き（例外三原則）の確認と検証
- ・家族、関係機関、全職員等への委員会活動内容等の報告
- ・職員に対する、身体拘束適正化に関する指導や研修の実施

(3) 身体拘束適正化委員会の構成

本人、家族、地域役員、地域包括支援センター職員、施設長代表、身体拘束適正化委員（各施設より1名以上選任）、介護支援専門員、往診担当医、訪問看護師、担当薬剤師、その他必要と判断される者（身体拘束等検討事案の当該施設長等）

(4) 身体拘束適正化委員会の開催

- ・委員会は3か月に1回以上開催する。
- ・身体拘束が行われた場合や施設長等が必要と判断した場合は適時開催する。

3. 身体拘束の適正化のための職員研修に関する基本方針

全職員に対し、身体拘束等適正化のための研修を定期的実施する。

(1) 研修の開催

- ・ 定期的な研修の実施（原則2回／年の実施）
- ・ 新任者に対する研修の実施
- ・ 外部研修への参加

(2) 研修内容

- ・ 基本方針
- ・ 身体拘束がもたらす弊害
- ・ 身体拘束とされる具体的行為
- ・ 具体的場面での代替ケアの工夫
- ・ 緊急やむを得ない場合の手続き方法
- ・ 報告された事例および分析と実施結果

4. 身体拘束発生時の報告および方策に関する基本方針

身体拘束の事案については、その全てを身体拘束適正化委員会に報告するものとする。この際、施設長等が定期開催の同委員会を待たずして報告を要すると判断した場合は、臨時的に同委員会を招集するものとする。

5. 身体拘束発生時の対応に関する基本方法

身体拘束は行わないことが原則である。ただし、緊急やむを得ない場合については、以下によるものとする。

介護保険指定基準上、「当該入所者（利用者）又は他の入所者（利用者）等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合」には身体拘束が認められるが、これは「切迫性」、「非代替性」、「一時性」の3つの要件を満たし、かつ、それらの要件の確認等の手続きが極めて慎重に実施されているケースに限られる。

※「緊急やむを得ない場合」の対応とは、これまで述べたケアの工夫のみでは十分に対処できないような、一時的に発生する突発事態にのみ限定される。当然のことながら、安易に「緊急やむを得ない」ものとして身体拘束を行うことのないよう、次の要件・手続きに沿って慎重な判断を行うことが求められる。

(1) 3つの要件をすべて満たすことが必要

以下の3つの要件をすべて満たす状態であることを「身体拘束適正化委員会」等で検討、確認し記録しておく。

切迫性

利用者本人又は他の利用者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと

「切迫性」の判断を行う場合には、身体拘束を行うことにより本人の日常生活等に与える影響を勘案し、それでもなお身体拘束を行うことが必要となる程度まで利用者本人等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が高いことを、確認する必要がある。

非代替性

身体的拘束その他行動制限を行う以外に代替する介護方法がないこと

「非代替性」の判断を行う場合には、いかなる場合でも、まずは身体拘束を行わずに介護するすべての方法の可能性を検討し、入所者（利用者）本人等の生命又は身体を保護するという観点から他に代替手法が存在しないことを複数のスタッフで確認する必要がある。また、方法自体も、本人の状態像等に応じて最も制限の少ない方法により行われなければならない。

一時性

身体拘束等その他の行動制限が一時的なものであること

「一時性」の判断を行う場合には、本人の状態像等に応じて必要とされる最も短い拘束時間を想定する必要がある。

(2) 手続きの面でも慎重な取り扱いが求められる。

仮に3つの要件を満たす場合にも、以下の点に留意すべきである。

(a) 「緊急やむを得ない場合」に該当するかどうかの判断は、施設長、ケアマネジャー、身体拘束適正化委員、看護師他での検討の他、「身体拘束適正化委会」において議題として取り上げて協議の上、行う。個人的判断では行わない。

(b) 施設長、ケアマネジャー等の施設担当者は入所者（利用者）本人や家族に対し、身体拘束の内容、目的、理由、拘束の時間、時間帯、期間等をできる限り詳細に説明し、十分な理解を得るよう努める。

(c) 緊急やむを得ず身体拘束を行う場合についても、「緊急やむを得ない場合」に該当しているのかどうかを常に観察、再検討し、要件に該当しなくなった場合には直ちに解除する。この場合、実際に一時的に解除を行い状況を観察するなど、継続的に対応しながら進める。

(3) 身体拘束に関する記録が義務付けられている。

(a) 緊急やむを得ず身体拘束を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者（利用者）の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を記録しなければならない。その記録は2年間保存、行政担当部局の指導監査が行われる際に提示できるようにする。

(b) 具体的な記録は「身体拘束廃止計画書」「緊急やむを得ない身体拘束に関する説明書」、「経過観察、再検討記録」を使用する。

6. 本指針の閲覧に関する基本方針

本指針は公表し、入所者（利用者）、家族、職員等がいつでも自由に閲覧することができる。

7. その他身体拘束の適正化推進のために必要な基本方針

身体拘束をしないサービスを提供していくためには、サービス提供に関わる職員全体で以下の点について十分に議論して共通認識を持ち、拘束をなくしていくよう取り組む必要がある。

- ・ マンパワーが足りないことを理由に、安易に身体拘束を□っていないか。
- ・ 事故発生時の法的責任問題の回避のために、安易に身体拘束を□っていないか。
- ・ 高齢者は転倒しやすく、転倒すれば大怪我になるという先□観だけで安易に身体拘束を□っていないか。
- ・ 認知症等であるということで、安易に身体拘束を□っていないか。
- ・ サービスの提供の中で、本当に緊急やむを得ない場合にのみ身体拘束を必要と判断しているか。本当に他の方法はないか。

(附則)

令和4年9月15日 制定